

令和7年10月21日

都市建設常任委員協議会会議概要

委員長 渡部伸広

副委員長 里村誠悦

1 開催日時 令和7年10月21日（火曜日）午前9時58分～午前10時43分

2 開催場所 第4委員会室

3 報告事項

- (1) 事故の報告について
- (2) 事故の報告について
- (3) 第25回北東アジア港湾シンポジウム等の会議の概要について
- (4) 事故の報告について
- (5) 令和7年度除排雪事業実施計画（案）の概要について
- (6) ネーミングライツ・スポンサー募集について
- (7) 令和7年度冬ダイヤ改正の概要について

○出席委員

委員長 渡部伸広	委員 工藤健
副委員長 里村誠悦	委員長 谷川章悦
委員 赤平勇人	委員 花田明仁
委員 中村美津緒	

○欠席委員

委員 木戸喜美男

○説明のため出席した者の職氏名

企業局長 館山新	水道部次長 川上連太郎
都市整備部長 中井諒介	都市政策課長 武田泰孝
都市整備部理事 土岐政温	交通部管理課長 今村剛志
水道部長 館山公	あおもり産品支援課長 白川清悦
交通部長 高野雅子	関係課長等
都市整備部次長 櫻田文明	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 石田彩美 議事調査課主事 笹雄貴

○**渡部伸広委員長** ただいまから、都市建設常任委員協議会を開会いたします。

本日は木戸委員が公務のため欠席となっております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 水路の維持管理作業中に発生した事故について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年9月10日水曜日、午前9時30分頃、青森市大字大野字山下にあります水路におきまして、本市職員が肩かけ式草刈り機により草刈り作業を行っておりましたところ、小石が飛散し、道路を挟んで隣接する住宅に駐車していた車両の窓ガラスを破損した事故であります。

幸いにも、この事故による人的被害はなく、保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

今回の事故につきましては、道路側から草刈り作業を開始した際に、草刈り進行方向とは逆の道路側へ小石が飛散し、車両の窓ガラスを損傷したものであります。草刈り箇所と車との間の道路上には、交通誘導として市職員を配置していましたが、飛散した小石がブロック塀と建物の隙間から車両の窓ガラスに当たり損傷したものであります。

今般の事故を踏まえまして、今後の草刈り作業におきましては、作業前の安全確認といたしまして、付近の駐車車両、住宅、構造物、歩行者の有無を確認し、シート等の保護による飛散防止対策を行うとともに、作業中におきましても、確実に飛散防止対策が取られているかを確認しながら作業することといたしております。

報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**渡部伸広委員長** 質疑はないものと認めます。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 樹木の剪定作業中に発生した事故について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年8月14日木曜日、午前10時30分頃、青森市大字ハツ役字芦屋にありますハツ役児童遊園におきまして、公園河川課職員が高枝のこぎりを用いて樹木の剪定作業を行った際、切断した枝が隣接する家屋の外壁に接触・落下して、外壁の一部を損傷したものです。

今回の事故につきましては、幸いが人はなく、市が加入している保険の引受会社と協議しながら、損害賠償について相手方と交渉中であります。

高枝のこぎりを使用しての樹木剪定作業につきましては、これまでも作業前に周

辺住宅や構造物の位置関係を確認し、枝葉落下の影響範囲を把握してから作業を行っていたところであります、今回、1人で影響範囲を確認していたため、範囲を見誤ってしまい、事故が起ったものと考えております。

今後につきましては、周辺住宅や構造物が近接している場所においては、複数人で影響範囲を確認するとともに、落下による破損等の可能性がある場合は、作業の中止、または別の作業方法を検討するなど、事故の未然防止に努めてまいります。

事故の報告につきましては、以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「第25回北東アジア港湾シンポジウム等の会議の概要について」報告を求めます。都市整備部長。

○中井諒介都市整備部長 第25回北東アジア港湾シンポジウム等の開催について、御報告申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

11月19日水曜日から11月20日——失礼しました。資料には水曜日とありますが、木曜日の誤りであります——までの2日間で、日中韓3か国の官民の港湾関係者が参加する北東アジア港湾局長会議、北東アジア港湾協会長会議、北東アジア港湾シンポジウムの3つの国際会議が青森市で開催されます。これらの会議は日中韓3か国持ち回りで毎年開催されており、今年度は開港400年の節目となる青森市が開催地に選ばれました。

北東アジア港湾局長会議は、国が主催で日中韓3か国の港湾担当部局の局長が3か国における港湾の発展のため、港湾行政、港湾開発及び管理に関して、意見交換及び情報共有が行われます。

北東アジア港湾協会長会議は、日本港湾協会が主催で、3か国の港湾協会の緊密な協力関係を構築するとともに、北東アジア地域港湾の持続的な開発と繁栄に向けた専門的な研究や討議、情報交換が行われます。

北東アジア港湾シンポジウムは、国と北東アジア港湾シンポジウム実行委員会との共催で、日中韓3か国の港湾の課題に関する国民の理解と友好の促進を目的に開催され、講演や討議が行われます。

なお、北東アジア港湾局長会議におきましては、開催地による発表の場が設けられますことから、青森港や青森市のPRを行ってまいりたいと考えております。

また、11月20日の午後1時30分から開催されます北東アジア港湾シンポジウムは、クルーズを核とした地域振興並びに日中韓における気候変動対策に焦点を当て、日中韓3か国の現状を共有するとともに、将来の方向性を探ることとされており、事前申込制で定員になり次第、締切りとなりますが、無料で参加可能となっております。

報告は以上でございます。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。工藤委員。

○**工藤健委員** 港湾会議と会長会議とシンポジウムと3つありますけれども、青森市としては、青森で開催されるメリットはどう考えていますか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部長。

○**中井諒介都市整備部長** 青森市で開催されるメリットといたしましては、まずは、開港400年の節目ということで、開催地に選ばれたことによる機運醸成が図られること、また、日中韓3か国の港湾関係者の方が一堂に会して視察等を行いますことから、そういったところに対する青森港の魅力度の発信が期待されること、また、シンポジウムにおきましては一般参加も可能でありますので、港湾関係者の方々に対するクルーズを核とした地域振興などを踏まえて、港町としての青森市の魅力の発信につながるものと期待されることなどが考えられます。

○**渡部伸広委員長** 工藤委員。

○**工藤健委員** 私もシンポジウムに申込みましたので、楽しみにしているんですけども、分かりました。よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**渡部伸広委員長** 質疑はこれにて終了いたします。

次に、「事故の報告について」報告を求めます。都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 市道の破損に起因して発生した事故1件について、御報告申し上げます。

資料を御覧ください。

事故の発生は、令和7年9月1日、午後8時頃に、原別三丁目の市道八重田原別線において、走行中の車両が道路の穴に落ち、車両の左側前後輪のタイヤ及びホイールを損傷したものです。

事故現場については、事故の通報を受け、道路維持課職員がパトロールの上、応急補修をしました。

なお、今回の事故については、幸いが人はなく、補償については、市が加入している保険の引受会社と協議をしながら相手方と交渉中です。

これまで、道路破損箇所の早期発見・早期補修につきましては、道路維持課職員のパトロールや職員総パトロール制度により、適宜、実施体制を構築しておりますほか、市ホームページ上にて、広く市民の皆様に情報提供の御協力を呼びかけているところではありますが、今後とも、より迅速な対応を行い、事故の未然防止を図るよう努めてまいります。

事故の報告については以上です。

○**渡部伸広委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度除排雪事業実施計画（案）の概要について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 令和7年度除排雪事業実施計画（案）の概要について、御報告いたします。

資料1を御覧ください。

昨冬の記録的な豪雪災害を踏まえ、本市が抱える除排雪事業に関する課題等を抽出するとともに、その課題等の解決の方向性を整理し、早期に着手可能な取組を反映させた令和7年度除排雪事業実施計画（案）を作成しました。

初めに、「1 除排雪延長」についてです。

昨冬の除排雪作業の実施状況等を踏まえ、除排雪工区や路線の一部追加などの見直しを行いました。

表の下段の合計欄に記載のとおり、令和7年度は本市全体の工区・路線数が1605、延長が1684.85キロメートルであり、令和6年度に対する増減は工区・路線数が14、延長が0.79キロメートル、それぞれ増となっております。

これらの要因としましては、昨冬の除排雪作業の実施状況や除排雪事業者からのヒアリング、また、地域からの要望・相談等を踏まえ、工区内の路線を狭隘路線として新たに追加したことや、これまで地元町会で実施してきた歩道除雪を今シーズンから市が実施するとしたものによる増となります。

次に、「2 令和7年度の新たな取組」についてであります。

今シーズンからの除排雪事業に関する新たな取組としまして、1つに、短期集中的な降雪等や近年の降雪傾向の変化に対応するため、除排雪対策本部の抜本的な見直しを行います。2つに、市からの出動指令に対する速やかな対応を促進するため、全面委託工区でのシーズン契約の基準値の見直しを行います。3つに、雪に関する市民相談窓口について、昨冬までの市職員による相談対応のばらつき等を解消するため、民間事業者のノウハウを活用したコールセンターによる電話相談受付を青森地区において先行的に実施します。4つに、降雪量が基準を超える場合に集中降雪等警戒体制に移行した際には緊急車両等の走行経路の早期確保を目的とした緊急除雪として、二段階除雪を実施します。5つに、除排雪作業の事務処理の軽減や将来的には作業の進捗状況を、より分かりやすく公開することを目指し、GPS等のICT技術を活用した除排雪車両管理システムの試験導入を行います。6つに、降雪期におけるリンゴ樹の被害を発生させない、または軽減を図るため、リンゴ農家が行う樹体の雪下ろしなどの雪害対策や剪定など、冬期作業を効率的に行えるようリンゴ園地における基幹農道の除雪を実施します。

次に、その他の取組としまして、1つに、豪雪災害対策本部設置以降、豪雪により放置すれば住家が倒壊するおそれがあり、多数の市民が生命または身体に危害を

受け、または受けるおそれがある場合で、資力・労力がなく自ら屋根雪を処理できない世帯を対象に、市が緊急的に屋根雪下ろしを実施します。2つに、豪雪災害対策本部が設置されたときに、市職員による高齢者世帯等除雪支援隊を編成し、実施可能な範囲で屋根の雪庇落とし及び間口除雪を緊急的に行います。3つに、洋上風力発電基地設置のため、工事が進められている油川埠頭は、県との協議において、令和8年度まで雪捨場として利用可能となっています。油川埠頭の代替地として、令和6年度から新たに設置した市民が利用できる新田浄化センター敷地内と事業者が利用する新城福田は、今年度も継続して利用可能とします。

続きまして、それぞれの取組について、御説明申し上げます。

資料2を御覧ください。

初めに、除排雪事業見直しの背景と方向性についてであります。

除排雪事業につきましては、近年の降雪傾向の変化や重機、担い手の不足など、これまでの知識や経験では補い切れない課題が発生しており、昨冬の豪雪災害を踏まえ作成した豪雪災害白書や除排雪検討会議において抽出された課題の解決に取り組むため、降雪量をフロー、積雪深をストックとして着眼した雪対策事業を整理し、急激な降雪や寒暖変化等に対応するための取組を「基準を超えたフローに対する取組」、積雪深の増加による雪害等に対応するための取組を「基準を超えたストックに対する取組」としました。

次のページを御覧ください。

先ほど報告しました今年度の除排雪事業に関する新たな取組項目となります。

次のページを御覧ください。

本部体制の見直しについてです。

除排雪対策本部につきましては、抜本的に見直し、短期集中的な降雪等や近年の降雪傾向の変化に対応するため、基準を超えたフローが生じた場合には、除排雪対策本部において通常体制から集中降雪等警戒体制に移行し、また、基準を超えたストックが生じた場合には、通常体制から雪害対応体制に移行する機動力を確保した体制といたします。

次のページを御覧ください。

集中降雪等警戒体制と雪害対応体制の移行基準及び解除基準につきましては、市内の観測地点における降雪量の数値基準と、これまでの経験等を踏まえた生活影響基準とし、詳細は資料記載のとおりです。

次のページを御覧ください。

除排雪業務契約方式の見直しについてです。

これまでの全面委託工区でのシーズン契約は、累計降雪量が基準値に達しない場合、契約額が減額となるリスクがありましたほか、これを恐れ、事業者によっては出動を控えるケースが生じておりました。そこで、除排雪事業者からのヒアリング等を踏まえ、契約額の減額リスクを低減するとともに、市からの出動指令に対する

速やかな対応を促進するため、シーズン契約の基準値の見直しを行います。

次のページを御覧ください。

雪に関する市民相談窓口のサービス向上についてです。

雪に関する市民相談窓口につきましては、昨冬までの市職員による相談対応のばらつき等を解消するため、民間事業者のノウハウを活用したコールセンターによる電話相談受付を青森地区において先行的に実施します。これにより、これまで窓口に従事してきた職員を現場パトロールに充てるなど、除排雪体制の強化を図ります。

次のページを御覧ください。

除排雪作業実施方法の見直しについてであります。

昨冬のような短期集中による降雪等において、路面状況が急激に悪化していた場合でも、通常期と同様の除雪水準で作業を行い、作業の進捗に大幅な遅延が生じていたケースがありました。これらを踏まえ、集中降雪等警戒体制に移行した際には、緊急車両等の走行経路の早期確保を目的とした緊急除雪として二段階除雪を実施します。

緊急除雪——二段階除雪は、第一段階で緊急車両等の走行経路の確保を目的とした除雪、いわゆるかき分け除雪を行い、必要に応じて待避所を設けます。第二段階では、残置した寄せ雪の除去と道路幅員の確保を目的とした通常時の除雪水準による作業を実施します。

次のページを御覧ください。

市では、市民みんなで効率的で秩序ある雪処理を行うために、市・市民・事業者の果たすべき責務を明らかにし、互いに協力することで雪を克服し、住みよい雪国都市の構築を図ることを目的とする青森市市民とともに進める雪処理に関する条例を定めております。

道路への路上駐車や敷地内からの出し雪は、除雪作業の遅延を招く原因となるほか、道路法及び道路交通法などの法律違反となる場合がありますので、改めて本条例の遵守につきまして、市民の皆様の御理解・御協力とマスメディアによる情報発信をお願いしたいと考えております。

次のページを御覧ください。

地域団体や市民、除排雪事業者、行政が連携した除排雪体制の構築についてです。

除排雪作業におきまして、市民雪寄せ場の確保や地域内の雪弱者の情報共有など、地域の特性に応じた効率的で効果的な除排雪を実施するため、地域団体や市民、除排雪事業者、行政の3者が除排雪に関する情報を共有するとともに協議を行い、合意した内容により締結した協定に基づき、効果的な除排雪作業の実施を目指す地域コミュニティ除排雪制度の活用について地元町会をはじめ、まちづくり協議会やコミュニティー団体などに働きかけてまいります。

次のページを御覧ください。

作業状況の可視化と情報共有の推進についてであります。

除排雪車両の作業状況の把握や作業終了後の日報作成などの事務処理負担の軽減を図るとともに、将来的には除排雪作業の進捗状況を、より分かりやすく公開することを目指し、G P S 等の I C T 技術を活用した除排雪車両管理システムの試験導入を行います。

次のページを御覧ください。

浪岡地区りんご園地基幹農道除雪についてであります。

昨冬の記録的な豪雪により、リンゴ樹の幹割れ・枝折れなどにより、リンゴ園地での被害が大変深刻な状況がありました。積雪に伴うリンゴ樹の幹割れ・枝折れは翌年度の収量に影響を与えるほか、被害程度によっては樹体の回復に長い年月を要し、収量への影響が長期にわたることとなります。また、雪害による樹体被害からの回復を待たずに積雪期を迎えることは、さらなる幹割れや枝折れ等を誘発することにつながります。

このため、降積雪期におけるリンゴ樹の被害を発生させない、または軽減を図るため、リンゴ農家が行う樹体の雪下ろし、枝抜きや融雪剤の散布などの雪害対策や、剪定など冬期作業を効率的に行えるよう、リンゴ園地における基幹農道の除雪を行います。

次のページを御覧ください。

今後の施策展開についてであります。

昨冬の豪雪災害を踏まえ、除排雪検討会議や豪雪災害白書において、雪対策に関する施策展開の方向性を取りまとめてまいりましたが、今年度は除排雪事業に関する課題解決に向けた取組のスタートラインとし、引き続き施策の段階的な展開・拡充、P D C A サイクルによる継続的な見直しを実施します。

資料 2 についての説明は以上となります。

これまでに御説明しました内容を反映させた令和 7 年度除排雪事業実施計画(案)は、資料 3 となります。

なお、各工区・路線等の委託事業者につきましては、契約締結前でありますことから空欄としておりますが、11 月 1 日付で策定・公表することとしております。

御報告は以上となります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 1 つずつお聞きしたいんですけども、まず、除排雪の延長についてです。

増減はトータルで 14 で、そのほとんどが狭隘路線だということで、工区については 2 ということなんですが、何て言うんでしょう、作業の遅れ等による細分化とかという見直しは今回はないということなんでしょうか。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 作業の遅れといいますか、いわゆる業者のちょっと手

に負えなかつたというふうに判断したところは、工区の分割を行っております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** それがこの2ということになるんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** はい、そうです。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** 分かりました。

それから次に、本部体制の見直しについてなんですけれども、ここに数値基準と生活影響基準などがありますが、この基準に照らして、集中降雪等警戒体制もしくは雪害対応体制というふうな、この体制にしようというのは誰が判断するんですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** まず、集中降雪等警戒体制につきましては、御覧のような数値基準を踏まえた上で、生活影響基準ということで、基本的には、集中降雪等警戒体制、あるいは積雪深による雪害対応体制ともに除排雪対策本部で判断することになります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** それからもう1つ、フローへの取組なんですけれども、結構市民からある声として、例えば天気予報とかで2日後なり、次の日なりに集中的に降るという予報が当然出るわけじゃないですか。その段階で警戒体制にしましょうということはあり得るんですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** まず、基本的な数値基準を満たすというところが第一の判断材料になります。ただ、例えば昨冬のように寒気が下がってきて、風の影響などで大雪が予想されるときには除排雪事業者などとは事前にそういう情報は共有して、うちなる準備態勢といいますか、そういうところは必要だと考えております。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** これは要望しておきますけれども、せっかくこういうフローの部分をフォーカスするのであれば、これまでも言われていることですけれども、集中的に降りますよという予報が出ているのであれば、それがたとえ空振りになったとしても、この体制をあらかじめつくっておくというのは、せっかくこういう体制づくりをするのであれば、一つ、重要な判断かなと思います。

それから、契約方式について、400センチメートルに見直しということなんですが、この400センチメートルの根拠といいますか、事業者のヒアリングで400センチメートルという声が一番多かったとかそういうことなんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 事業者のヒアリングでも、基準値を見直して、低く設定してほしいという意見は約半数近くありました。

それを基に私どもが過去の降雪量などを調査したところ、過去30年間で、2か年を抜かして、400センチメートルを下回る降雪がなかったものですから、これは過去30年の数値から400センチメートルが一番最低と判断してもいいんじゃないかということにいたしました。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** それから、相談窓口の外部委託によって、その分パトロールに人を回せるというお話が先ほどあったかと思うんですけども、具体的にパトロール部隊の数を何から何にするとか、そういうような話というのはあるんですか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 基本、パトロール班につきましては、まず地区パトロールが8班体制、そして、緊急・要望班が今、2班体制でスタートするんですけども、これが降雪状況に応じまして、緊急・要望班を増やしていくという考えであります。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** あと、聞きたいのは最後ですけれども、その他の取組として、緊急屋根雪下ろし事業が出されましたら、この事業は災害救助法が——昨冬の場合は災害救助法適用されたら、こういうものをやっていたと思うんですけども、災害救助法が適用されなくとも、災害対策本部が設置された後には、こうした事業に取り組むということでいいんでしょうか。確認です。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** 豪雪災害対策本部が立ち上がったとして、災害救助法がまだ適用になっていないという状況では（2）の高齢者世帯等除雪支援隊の設置ということで、状況をパトロールします。積層などを見た上で、緊急判定、応急判定した上で、必要なところには（2）のような対応をすると。

○**渡部伸広委員長** 赤平委員。

○**赤平勇人委員** ということは、この緊急屋根雪下ろし事業というのは、昨冬のような災害救助法が適用された場合にこういうものをやりますよということで、項目として挙げているということなんでしょうか。

○**渡部伸広委員長** 都市整備部理事。

○**土岐政温都市整備部理事** そうであります。

[赤平勇人委員「分かりました。以上です」と呼ぶ]

○**渡部伸広委員長** ほかに発言はありませんか。長谷川委員。

○**長谷川章悦委員** 浪岡のリンゴ園地の農道除雪、令和7年度除排雪事業実施計画（案）の35ページに実施路線図がついていますけれども、これは生産者団体と協議しながら決まったものなんですか。

○**渡部伸広委員長** あおもり產品支援課長。

○**白川清悦あおもり產品支援課長** あおもり產品支援課長、白川です。

こちらの幹線農道の実施経路につきましては、青森農協及び浪岡地区りんご共同防除組合連絡協議会などリンゴ関係団体と協議しまして、決めたところであります。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 生産者と決めて、この路線だということですか。

○渡部伸広委員長 あおもり産品支援課長。

○白川清悦あおもり産品支援課長 最も需要が高かった路線です。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 これから要望によって変わるということはあるんですか。

○渡部伸広委員長 あおもり産品支援課長。

○白川清悦あおもり産品支援課長 もちろん今年の降雪状況、積雪状況等を見ていかなくてはなりませんし、また、リンゴ農家の方が具体的に何月何日ぐらいから冬期間の作業を行うのか、こういったところも情報交換をしながら、本当にどこの区間が適切なのか、どうあるべきなのかというところは、今後とも皆さんのお意見をお聞きしながら、体制をつくっていきたいと考えております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 私は北中野だから、高速道路の上は一番要望が多いんです。北中野のほうの高速の上。

これを見ると、まだ入っていないわけだ。だから、それは要望がなかったのかどうか分かりませんけれども、あそこをちょっと考えてもらえばいいのかなとは思っているなんだけれども、全く——たしか去年、遅れたけれども、今年からは考えるという、私はそういうニュアンスで受け取ったので——見たら、何も入っていなかつたんです。

○渡部伸広委員長 あおもり産品支援課長。

○白川清悦あおもり産品支援課長 高速道路のオーバーパスについては、農家の方々からの要望は確かにあります。ただ、直営業務を行っている浪岡振興部都市整備課に聞きますと、オーバーパスを除雪してしまいますと下の高速道路の路線にどうしても雪が落ちてしまうということで高速道路の交通障害になるということから、極めて対応が難しいものと伺っております。

○渡部伸広委員長 長谷川委員。

○長谷川章悦委員 北中野の農道は除雪はしているけれども、そこから高速の下までさえ行ってもらえば、あとは歩いてもいいんだけれども。北中野の——分からないでしょう、北中野からうちの畠に行くところです。上に何軒もあるんですよ。だから、途中で止まっているから、そこからみんな歩いていくんだけれども。まあ、あそこは何メートルもないから、そこを考えてもらえばと思いますけれども、分かりました。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。中村委員。

○中村美津緒委員 昨冬、混乱をちょっと招きました、一斉除排雪についてお尋ね

いたします。

昨冬、幹線・補助幹線、工区、どういう除排雪をする——一斉除排雪がありました。今冬はどのように考えているのかちょっとお聞きいたします。

○渡部伸広委員長 都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 除排雪事業実施計画にも記載のとおり、原則は幹線・補助幹線などの排雪・運搬路をまずさっぱりするというところは必要だと思っております。そのあとに生活道路ということはあるんですけれども、昨冬のような——中村委員も重々御承知のとおり立て続けに降るという状況になると、非常に業者のほうも追いつかなくなったりとか、ちょっと混乱した状況とかというところはあります。そのために二段階除雪ということを今回やることにしたものです。

○渡部伸広委員長 中村委員。

○中村美津緒委員 その二段階除雪が業者の数社から、恐らく市にも問合せ、相談があったかとは思うんですけれども、この一斉除排雪が、非常に混乱を招くのでやめてほしいんだという声があった一方で、恐らく9月29日の西市長の記者会見だと思うんですよね。今年もそれを行うみたいな誤解を招くような言葉尻があったと思うんですよ。それが非常に業者の間では非常にまた混乱を招いて、非常にやられると困るという声があったので、誤解を招かないように、ひもといておきながら業者に安心させるような声掛けが必要なんじゃないかなと思いまして。

私も電話をいたしまして、その内容について聞いたたら、私は納得したんですけども、まだ業者の間では結構混乱、そして不安・不満を抱いているところもありますので、それを丁寧に説明していただきたいというのと、昨年度も西市長の言葉尻で市民、そして業者に不安をあおってしまうような記者会見、発表もあったので、それも西市長に対して——恐らく西市長は分からぬまま記者会見で答えてしまっていると思うので。何%終わっているだとか、除排雪が完了したとか、そういう不安心をあおるようなことのないように、今年はしてほしいなという要望をして終わりたいと思います。

ぜひお願いいいたします。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。工藤委員。

○工藤健委員 いわゆる基準を超えた積雪があったときにフロー、いわゆる集中降雪等警戒体制というのをしくということなんですけれども、昨年度の降雪を見ると、いわゆる1月の初旬にあったのが対象になるんだと思うんですけれども、実際には機動力が全然追いつかない状況ですよね。それで、そのときに二段階除雪をするという解釈でよろしいですか。緊急車両の確保とか。

そうであれば、ここは多分市民にきちんと事前に説明したほうがいいと思います。多分、一番混乱しているのは市民の皆さんだと思いますので、こういう事態があったときには、どういう宣言になるか分からんんですけども、いわゆる災害級だということをきちんと発して、市民にも一定の協力を求めるということは絶対必要

になると思うので、そこはちょっと特別な——今年からやるということありますから、きちんと事前に説明、伝えていただきたいと要望します。

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 質疑はこれにて終了いたします。

次に、「ネーミングライツ・スポンサー募集について」報告を求めます。都市整備部理事。

○土岐政温都市整備部理事 ネーミングライツ・スポンサー募集について御報告いたします。

資料を御覧ください。

初めに、「1 施設名称及び施設概要」であります。

今回、ネーミングライツ・スポンサーの募集対象とします施設は、(1) の青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場及び(2) の青森駅西口広場トイレの2施設であり、建物の構造や施設概要につきましては、資料記載のとおりであります。

次に、「2 主な募集条件」についてであります。

「(1) 青森市新青森駅西口駐車場及び青森市新青森駅南口駐車場」につきましては、市が希望するネーミングライツ料は年額100万円以上、契約期間は令和8年4月1日から3年間以上としております。

「(2) 青森駅西口広場トイレ」につきましては、市が希望するネーミングライツ料は年額10万円以上で役務の提供も可としており、契約期間は令和8年4月1日から3年間以上としております。

次に、2ページを御覧ください。

「3 募集期間」につきましては、両施設ともに令和7年11月17日月曜日から令和7年12月22日月曜日までとなります。

続きまして、「4 選定方法及び選定基準」であります。

ネーミングライツ・スポンサーの選定に当たりましては、公平かつ適正な選定手続の確保を図るため、命名権者選定会議におきまして、応募者の経営状況、愛称名、ネーミングライツ料、契約期間などにつきまして、市のネーミングライツ・スポンサーとしてふさわしいかどうかを総合的に審査し、優先交渉者を選定することとしております。

最後に、「5 周知方法」であります。

募集に関しましては、広報あおもり12月号及び市のホームページ等で周知することしております。

御報告は以上でございます。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「令和7年度冬ダイヤ改正の概要について」報告を求めます。交通部長。

○高野雅子交通部長 令和7年度冬ダイヤ改正の概要につきまして、御報告いたします。

お手元の資料を御覧ください。

交通部では、冬期間の降雪などによる交通環境変化に対応し、運行の定時性の向上とダイヤの最適化を図るため、令和7年度冬ダイヤを次のとおり運行いたします。

「1. 改正時期」につきましては、令和7年12月1日月曜日から、「2. 主な改正内容」につきましては、①として、令和7年度冬ダイヤは平日873便、土曜・日曜・祝日は747便を運行いたします。その規模ですが、下の「3. 運行規模」に記載のとおり、令和7年度夏ダイヤと比較して、冬季の利用状況を踏まえて1日当たりの運行便数は平日13便、土曜・日曜・祝日は25便を増便いたします。

上の「2. 主な改正内容」に戻っていただきまして、②といたしまして、沢山線の運行経路を戸山市民センターを経由する運行ルートに変更いたします。

変更する経路につきましては別紙1を御覧ください。

青色でお示ししております線は、現在の運行経路となっており、これまで経路図の右上にあります沢山線の起終点である「沢山」から下に下がり、「戸山中央公園前」から反時計回りに左下の戸山団地線の起終点である「戸山団地北赤坂市民館前」まで参ります。その後、同じ経路を「戸山中央公園前」まで戻り、下の「戸山団地中央通り」、「戸山団地入口」を経由し、自由ヶ丘・明の星高校方面に向かう経路となっております。こちらを赤色の線でお示ししております新たな経路では、「沢山」から左下の「戸山団地北赤坂市民館前」まで同じ経路となります。その後は点線でお示ししております戸山市民センター、旧スーパーふじわらなどの前を通る経路に変更することとし、平日は7便、土曜・日曜・祝日は5便運行し、地域の皆様の利便性の向上を図ります。

また、新たな運行区間の戸山市民センター付近には戸山市民センター前バス停留所を新設いたします。

③として、市民病院・総合体育館を経由するスケート場線の運行経路を変更いたします。

変更する経路につきましては別紙2を御覧ください。

青色でお示ししております線は、今年4月に改正した夏ダイヤから運行している運行経路となっており、市民病院線の一部につきまして、右下の「サンロード青森前」から総合体育館、シーナシーナ青森を経由し、スケート場まで延伸しておりましたが、「南奥野」、「南中学校」の利用者はそれほど多くなく、これまでの利用状況を踏まえ、運行経路を変更することといたしました。赤色の線でお示しいたしました新たな経路では、市民病院方面から観光通り、「シーナシーナ青森前」等を経由し、「総合体育館前」へ向かい、「総合体育館前」を起終点といたします。

④として、戸山団地線の自由ヶ丘団地経由と浜館経由の運行便を冬ダイヤの期間で迂回運行を行います。

迂回路につきましては別紙3-1、別紙3-2を御覧ください。

別紙3-1につきましては、自由ヶ丘団地経由の経路図となり、運行便数は平日22便、土曜・日曜・祝日は14便運行いたします。

図の青色の線が現在の運行経路となっておりますが、住宅街であり、冬期間は対向車との擦れ違いがスムーズに行えない場合があるなど、道路環境の悪化によるバス運行への影響が懸念されるため、冬期間においても比較的的道路幅が確保できます、赤色の点線でお示ししました、市道自由ヶ丘1号線を通る運行経路に変更いたします。

また、迂回運行に伴い、スーパーマエダ付近及びその向かい側に臨時バス停留所を設けて利便性を確保してまいります。

続きまして、別紙3-2の浜館経由の経路変更について御説明させていただきます。

図の青色の線が現在の運行経路となっており、平日21便、土曜・日曜・祝日は20便運行いたしますが、自由ヶ丘団地同様、冬期間は道路環境の悪化によるバス運行への影響の懸念により、冬期間におきましても比較的的道路幅が確保できます、赤色の点線でお示ししました、市道浜館27号線を通る運行経路に変更いたします。

また、迂回運行に伴い、ゲオ浜館店付近及びその向かい側に臨時バス停留所を設けて利便性を確保してまいります。

なお、この度の冬期間の迂回運行につきましては、沿線の各町会に御説明を申し上げ、御理解をいただいております。

最後に、「3 周知方法」につきましては、広報あおもり11月号、市営バスホームページ、公式Xを通じて行うほか、バスロケーションシステムやデジタルサイネージなど、様々な媒体を活用して行います。

以上が令和7年冬ダイヤ改正の概要であります。

○渡部伸広委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。赤平委員。

○赤平勇人委員 2点あります。

スケート場線の経路についてなんですが、「南中学校」、「南奥野」の利用者がそれほど多くないということだったんですが、具体的にどれぐらいなのかということをお示しできれば。

もう1点、冬ダイヤの変更は改正が12月1日からということなんですが、公表はいつなのかというのを教えていただければ。お願いします。

○高野雅子交通部長 まず、「南中学校」、「南奥野」の利用者ですけれども、1便当たりですと平日は0.2人ですとか、0.3人になっております。

公表はダイヤの公表でよろしいでしょうか。

[赤平勇人委員「はい」と呼ぶ]

○高野雅子交通部長 こちらにつきましては、11月18日頃にホームページで公表する予定になっております。

[赤平勇人委員「了解です」と呼ぶ]

○渡部伸広委員長 ほかに発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 この際、ほかに理事者側から報告事項などはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 そのほか、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○渡部伸広委員長 この際、私から申し上げます。

本委員会の視察についてでありますと、先般、事務局を通してお知らせしているとおり、11月5日水曜日から7日金曜日の日程で、群馬県前橋市及び東京都八王子市において、行政視察を実施いたします。委員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願ひいたします。

以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)